

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第44号

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則

瀬戸市火災予防規則（平成4年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(消防職員の立入りの証票)</p> <p>第2条 法第4条第2項（法第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）<u>、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第4項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第83条第8項に規定する立入りのための証票は、立入検査証（第1号様式）とする。</u></p> <p>(火災予防上危険な物品)</p> <p>第6条 条例第23条第1項の規定により消防長が指定する場所に持ち込んではならない火災予防上危険な物品は、次に掲げるもの（通常携帯する物品で少量のものを除く。）とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 火薬類取締法第2条第1項に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げるがん具用煙火</p> <p>(4) <省略></p>	<p>(消防職員の立入りの証票)</p> <p>第2条 法第4条第2項（法第16条の3の2第3項、第16条の5第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）に規定する立入りのための証票は、立入検査証（第1号様式）とする。</p> <p>(火災予防上危険な物品)</p> <p>第6条 条例第23条第1項の規定により消防長が指定する場所に持ち込んではならない火災予防上危険な物品は、次に掲げるもの（通常携帯する物品で少量のものを除く。）とする。</p> <p>(1)及び(2) <省略></p> <p>(3) 火薬類取締法<u>（昭和25年法律第149号）</u>第2条第1項に掲げる火薬類及び同条第2項に掲げるがん具用煙火</p> <p>(4) <省略></p>

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

（表）

第 号	立 入 検 査 証
	氏 名
	生年月日 年 月 日
この者は、消防法第4条、第16条の3の2、第16条の5及び第34条、火薬類取締法第43条並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条の規定により立入検査等を行う権限を有する。	
	年 月 日
	瀬戸市消防長 

9. 1センチメートル

5. 5センチメートル

（裏）

注 意 事 項
1 この証票は、他人に貸与し、又は職務以外に使用してはならない。
2 この証票を紛失、盗難その他の事故があったときは、直ちに報告すること。
3 この証票の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、この証票の書換えを申請すること。
4 消防職員の職を失したときは、この証票を返納すること。

備考 1 地色は白色とする。

2 消防章は、金色で直径1. 8センチメートルとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の瀬戸市火災予防規則の規定により交付されている証票は、この規則の施行の日の前日限り、その効力を失う。